

第9回犯罪被害者等基本計画検討会

平成17年10月25日
文部科学省

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (基本法第14条関係)

(10) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

医学教育の中でPTSDの教育が薄い。それを得意とする精神科医を養成してほしい。【犯罪被害者団体等】

【回答】

文部科学省においては、医師として必要な知識、技能、態度について定めた「医学教育モデル・コア・カリキュラム」において、不安障害及びストレス関連障害の症候と診断を説明できることを到達目標としており、これに基づいた各医科大学の取組を促してまいりたい。

(14) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

- ・ 法科大学院の必須履修科目に被害者支援を入れるとともに、司法修習にも被害者支援の実習を入れるべき。【パブコメ】
- ・ ロースクールや司法研修所など、法曹を育成する研修機関においては、犯罪被害者の人権及び犯罪被害者等基本法に基づく諸施策の内容を正規の科目として研修すべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 大学の法学部授業において犯罪被害者に関する授業時間数を、加害者に関する授業時間数と同時間数にしてほしい。【犯罪被害者団体等】

【回答】

法科大学院や法学部を含め、大学において実施される教育研究において、開設する授業科目の内容や必修・選択の別の取扱い、開設時間数等の具体的事項は、各大学の自主性・自律性のもとに決定されるものである。

犯罪被害者に関する教育については、各大学の自主的な判断に基づいて、法科大学院や法学部においてもすでに、例えば、犯罪や不法行為の被害者の実態を把握・分析し、被害者の法的地位、損害回復の方法、被害者支援活動における課題等を考察する授業科目（「被害者学」、「被害者と法」等）を開設したり、また、被害者に対する支援や擁護のための対策を研究する学科を設けるなどの取組が行われている。

文部科学省としては、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、本計画の策定も受けて、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促してまいりたい。

第9回犯罪被害者等基本計画検討会

資料6 差替え資料

平成17年10月25日
文 部 科 学 省

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(16) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実
・ 少年被害者の場合、学校関係者が加害者である場合や学校という場で自己が犯罪被害者であることを知られたくない者もいる場合があることに十分留意すべきである。【日弁連】

【回答】

学校及び児童相談所等が連携して犯罪被害者となった児童生徒を保護する場合は、児童生徒の状況に鑑み、その場合に応じた適切な対応をすることが重要だと考えている。

文部科学省としては、学校と関係機関等との連携を一層推進するとともに、適切な対応がなされるよう各種通知・会議を通じて指導しているところである。

関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について（通知）
（H16.9.14 初中局児童生徒課長、スポ青局青少年課長 連名通知）

「秘密保持の徹底と個人情報保護への配慮」の項目を設け、個人情報の取扱には十分配慮するよう周知している。

(17) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等 [文部科学省]

- ・ スクールカウンセラーに対し、法律の研修会を実施するべきであり、また、学校という場で自己が犯罪被害者であることを知られたくない者もいる場合があることに十分留意すべきである。【日弁連】
- ・ 学校でいじめで亡くなった遺族であるきょうだいに対するケアについても入れてほしい。【犯罪被害者団体等】

【回答】

・「スクールカウンセラーに対し、法律の研修会を実施するべき」という点については、スクールカウンセラーは、不登校や問題行動への対応だけでなく事件・事故等によって心のケアを必要としている児童生徒を含め、臨床心理に関する「心の専門家」として広く児童生徒に対し教育相談を行っているところである。

また、スクールカウンセラー活用事業を実施している各都道府県・指定都市では、「連絡協議会」を年複数回設けており、教員や児童相談所などの関係機関との連携のあり方や個別問題を解決に導く事例研究などの研修を行い、スクールカウンセラーの資質の確保・向上に努めているところ。

ご指摘の内容についても、この連絡協議会を通じて協議いただくよう促してまいります。

また、犯罪被害者のプライバシーに関しては、相談内容の守秘義務はカウンセリングの基本であり、「学校という場で自己が犯罪被害者であることを知られたくない者もいる場合があることに十分留意すべきである。」とう点については、学校においても、カウンセリングルームを設けるなど、プライバシーには十二分に配慮しており、スクールカウンセラーから教員への情報提供においても、個人のプライバシーには十分配慮しているところである。

・「少年被害者を含む児童生徒の心のケア」については、「学校でいじめで亡くなった遺族であるきょうだいに対するケア」についても、含まれるものと考えている。

被害家族に対するケア [文部科学省・厚生労働省]

- ・ 被害者本人だけでなく、家族の身体や心のケアもしっかりしてほしい。

【パブコメ】

- ・ 大切な家族を犯罪によって奪われた児童の心のダメージも重大な支援対象とすべき。【パブコメ】

【回答】

犯罪による被害を受けた児童生徒等の様々な心の問題に対し、適切に対応することは極めて重要なことであると考えている。大切な家族を犯罪によって奪われた児童の心のケアについても、各学校において養護教諭やスクールカウンセラー等が取り組んでいるところである。

2. 安全の確保（基本法第15条関係）

(7) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

イ

・ イのうち、「警察と学校等関係機関の通報連絡体制」及び「加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実」に関しては、次のような問題がある。

(1) 「警察と学校等関係機関の通報連絡体制」とは、「学校警察連絡会学校警察連絡協議会」、「少年サポートチーム」、「少年サポートネットワーク」、あるいは昨年12月に警察庁「少年非行防止法制に関する研究会」が発表した「少年非行防止法制の在り方について(提言)」において提言されている「地域少年非行防止協議会」などを指すと思われる。これらの体制では、特定非行少年や家族に関する情報の共有が現に行われ、あるいは想定(提言の場合)されている。被害者施策にこの体制を用いるということは、特定被害少年や家族に関する情報の共有も行われるということの意味する。しかし、ここで体制を構成している教育、福祉、警察等の各機関は、各々少年との関わり方について独自の理念に基づいて活動しており、その独自の理念の中で少年も自己の情報を開示するのである。たとえば、被害少年が学校の教師との信頼関係に基づいて打ち明けた被害情報が、被害少年の知らないうちに警察に連絡されたとなれば、教師との信頼関係が損なわれるおそれがあるし、逆に被害少年の承諾なくして情報が伝達されるおそれがあると知れば、安心して教師に打ち明けることもできなくなる。ことに少年事件の場合、自分より上の立場にある少年に恐喝されて、やむなく自分より下の立場にある少年を恐喝するといった例に見られるように、犯罪被害と自己の非行とが密接に結びついている場合も多い。被害情報を打ち明けた結果、逆に非行少年として検挙されるような事態が起きれば、なおさらその信頼関係破壊は著しいと言わなければならない。

(2) 現存する「少年サポートチーム」や「少年サポートネットワーク」の大部分は、事務局を警察に設置しており、その目的は非行対策ないしは非行防止にあるから、ここで「再被害防止」と言っているのは、主として加害少年を補導したり逮捕したりすることを意味すると考えられる。加害少年の情報についても、安易な伝達が構成機関と少年との信頼関係を損なうことは被害少年と同じであるが、さらに、例えば警察から高校への連絡により少年が退学処分されるなど、少年の立ち直りを阻害する例も見られる。したがって、自傷他害の虞れがある場合等少年の保護の要請が強い場合を除き、安易な情報の共有はすべきでない。

(3) 再被害防止のために「加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実」が強調されているが、これが、当該被害者に対する加害行為について、既に加害少年が家庭裁判所の処分等を受けた後にも、再度被害者に対して加害行為に及ばないように加害少年本人や保護者を指導するという意味であるとすれば、問題である。警察がこれを行うことは、再被害防止の名の下

に警察が非行歴ある少年を、非行歴があるという理由のみで監視したり指導したりする権限を持つことにつながりかねず、警察の権限を不当に拡大するとともに少年の立ち直りを阻害するおそれがあるからである。保護者への指導に至っては、家庭裁判所ですら、少年法第25条の2の新設(1999年)により、はじめて保護者に対する指導等の措置をする権限を法定されたのであって、警察にその権限はない。また、学校が加害少年の立ち直りのために加害少年を教育・指導すべきは当然であるが、学校と言えども直接保護者を『指導』する権限はない。学校は、一方的な価値観に基づいて保護者を『指導』するのではなく、加害少年の立ち直りに向けて、保護者と協力しあい、保護者が抱えている問題について支援の手を差し伸べるべきである。【日弁連】

【回答】

(1)(2)

文部科学省としては、青少年の健全育成の観点から、児童生徒の非行防止や立ち直りに向けて学校・警察との連携を図り、指導上有益と考えられる必要最小限の情報についての共有化を図ることが重要であると考えます。

その際には、個人情報の適切な管理が必要であるとの基本的な考え方に立って、教育委員会及び学校に対し、通知や会議を通じて指導を行ってきているところであり、今後もその趣旨の徹底に努めてまいります。

(3)

文部科学省としては、学校が、非行防止の観点から、児童生徒の実情を踏まえ、保護者との密接な連携を図りつつ、社会の規範やルールを守る大切さについて指導し、深い反省を促すとともに、行動の背景にある心の悩みや葛藤に向き合って、その健全な育成を図ることが大事だと考えます。

そのため、加害者の立ち直りに向けて、学校と保護者をはじめとする関係者等との連携、協力を推進してまいります。

3 . 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

学校における事件等に対する取組 [文部科学省]

- ・ 学校・教育庁が学校内で起きる事件・事故について隠蔽する体質を放置することなく、真剣にガラス張り化に向け取り組んでほしい。[犯罪被害者団体等]

【回答】

事件・事故が発生した場合には、個人情報適切な管理に留意しつつ、必要に応じ学校が関係機関との緊密な連携を図るとともに関係者にきめ細やかに対応することなど、適切な対応がなされることが重要である。

文部科学省としては、学校や教育委員会において、保護者や地域住民の信頼を得るために必要な情報提供を行うことに関し、各地方公共団体における取組を促すとともに、日ごろより関係機関や家庭、地域社会と連携を十分に図るよう指導を行っている。

重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (基本法第14条関係)

(10) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、PTSD等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「[医学教育](#)モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革の取組を更に促進する。【文部科学省】

医学教育モデル・コア・カリキュラム

各大学のカリキュラム改革に資するよう、平成13年3月に文部科学省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において、すべての医学生が卒業までに最低限習得すべき教育内容をガイドラインとして示したものの。

大久保構成員意見に対する文部科学省回答（差替え）

平成17年10月25日
文 部 科 学 省

大久保構成員の意見に対し、以下のとおり回答いたします。

【回答】

現在においても、児童生徒の状況を的確に把握し、それぞれの状況に応じた支援が行われるよう、学級担任やスクールカウンセラー、養護教諭をはじめ学校全体が一体となって、保護者や関係機関、地域の人材などとの連携を図って取り組んでいるところであり、今後とも、このような連携を一層進めていくことにより、子どもたちの抱える課題の解決を図るといった取組を実施してまいりたい。

なお、スクールカウンセラー活用事業を実施している各都道府県・指定都市では、「連絡協議会」を年複数回設けており、教員や児童相談所などの関係機関との連携のあり方や個別問題を解決に導く事例研究などの研修を行い、スクールカウンセラーの資質の確保・向上に努めているところ。

ご指摘を踏まえ、これらの取組をより一層充実されるよう促してまいりたい。

小西構成員意見に対する文部科学省回答

平成17年10月25日
文 部 科 学 省

小西構成員の意見に対し、以下のとおり回答いたします。

【回答】

(スクールカウンセラーについて)

スクールカウンセラー活用事業を実施している各都道府県・指定都市では、年複数回「連絡協議会」を実施しており、教員や児童相談所などの関係機関との連携のあり方や個別問題を解決に導く事例研究などの研修を行い、スクールカウンセラーの資質の確保・向上に努めているところであり、この連絡協議会でこの問題についても協議いただくよう促してまいりたい。

(臨床心理士について)

犯罪被害への精神的支援の重要性を踏まえ、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に委嘱している「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」において、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施する予定である。